

平成30年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
特養	実地	平成30年8月24日	(社福)鳥取県厚生事業団	鹿城はごろも苑	なし		
特養	実地	平成30年10月25日	(社福)敬仁会	ル・ソラリオン	第2-2(1)イ	介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員については、採用時にも腰痛にかかる健康診断を実施すること。	H30. 11. 26、現在腰痛定期健康診断を委託している公益財団法人鳥取県保健事業団中部健康管理センターへ採用時腰痛健康診断の受診について相談する。H30. 11. 28先方より回答があり、採用時の検診受け入れについて了解の回答を得た。(毎週月曜午前中)H30. 12. 1以降の介護・看護職員採用者より受診させるものとする。
養護	書面	—	(社福)敬仁会	シルバー倉吉	なし		
養護	書面	—	(社福)鳥取県厚生事業団	母来寮	なし		
軽費	実施	平成30年10月11日	(社福)うわなだ福祉会	ケアハウス ラボム苑	第1の1(3)	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。また、身体拘束の事例がない場合においても、身体拘束を判断する体制、手続き、施設整備の改善等の検討を行われたい。	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則第3条別表規定に基づき ①身体拘束適正化検討委員会を設置し3月に1回以上開催 ②指針の整備 ③介護職員等への研修を行うこととし、委員会を設置した。
					第1の1(7)ア	感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。(年2回以上)	感染症対策委員会の開催結果等を踏まえ、介護職員をはじめとした職員研修を実施した。
					第2-1(11)	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制等の重要事項を掲示していないので、掲示すること。	協力医療機関等も含めて重要事項を当施設1階の見やすい場所に掲示した
					第2の2(3)	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること	伝達研修を行ったが、正式には来年度の事業計画の中で、勤務状況等を勘案しながら機会をとらえ、伝達研修等も含めて、研修機会の確保に努める。
					第2の5	事故発生の防止のための検討委員会を設置し、定期的開催すること。	事故の発生や再発を防止するため、検討委員会を設置した。
第2の5	事故発生防止の職員に対する研修が行われていなかったので実施すること。(年2回以上)	事故発生の防止のための検討委員会の検討内容と職員への伝達研修を実施した。					
軽費	書面	—	(社福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	なし		
軽費	実地	平成30年11月8日	(社福)みのり福祉会	ケアハウス倉吉スターガーデン	なし		
軽費	実地	平成30年9月7日	(社福)敬仁会	ケアハウス ル・サンテリオン	なし		
軽費	実地	平成30年9月21日	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	第2の3カ	水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画について、策定作業中のため確認が出来なかった。速やかに必要な事項(災害に関する情報の入手方法等)の漏れのない計画を策定すること。	策定作業中であった「防災マニュアル」および「洪水時の避難確保計画」について策定いたしました。改善期限を過ぎての策定となり、報告が遅れ申し訳ございません。今後は適正に運営いたします。
軽費	書面	—	(社福)清和会	ケアハウスうづがき	第1の1(3)	身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。また、介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	・平成30年11月20日付で身体的拘束等適正化のための指針を制定した。 ・また、同日に身体的拘束廃止委員会を設置・開催し、併せて指針の内容を周知するための職員研修を実施した。 ・今後も、身体拘束廃止委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、毎年1回以上、身体的拘束等に関する職員研修を実施する。
軽費	書面	—	(社福)福生会	ケアハウス三喜苑	なし		
軽費	書面	—	(社福)立石会	ケアハウスみどり園	なし		
軽費	書面	—	(社福)立石会	第2ケアハウスみどり園	なし		

平成30年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名、西部総合事務所福祉保健局 14法人(14施設)

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
西部	①養護老人ホーム	実地	平成30年9月10日	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取県立皆生尚寿苑	1	指摘事項なし	指摘事項なし	
西部	②特別養護老人ホーム	実地	平成30年10月16日	社会福祉法人救仁会	特別養護老人ホームルンパリアン名和	1	指摘事項なし	指摘事項なし	
西部	③特別養護老人ホーム	実地	平成30年10月23日	社会福祉法人慶愛会	特別養護老人 大山やすらぎの里めぐみ館	1	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 平成11年 厚生省令第46号 第26条第2項第一号	感染症・食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること	毎月開催する法人全体で責任者等が集まる運営会議の前後に委員会を開催することとした。
						2	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 平成11年 厚生省令第46号 第31条第一号	事故発生防止の指針を作成すること	指針を作成し、周知した。
						3	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 平成11年 厚生省令第46号 第31条第一号第三号 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 平成12年3月17日老発第214号 18(4)	事故発生防止のための研修を年2回以上開催すること	法人全体で行う研修会に於いて、事故発生予防の研修会を年2回行う事とした。(今年度時期調整中)
西部	④特別養護老人ホーム	実地	平成30年10月29日	社会福祉法人南生会	特別養護老人こたがき	1	社会福祉法人南生会 経理規程第25条(支出の手続)	職員の親戚会員として旅行会計補助、会費会計補助という名目の支出があった。 平成30年1月22日 旅行会計補助 500,000円 会費会計補助 250,000円 支出根拠がない。法人と親戚会の間で覚書を締結する等、支出根拠を明確にすること	指導監査指摘の後、直ちに法人理事長と職員親睦会である親睦会の役員間において、本指摘事項の共有を認り、明確な支払根拠を示せない現状は不適切であることを確認しました。 その結果、法人理事長、親睦会会長双方の合意を得て平成30年11月1日付にて覚書を締結し、これら不文律として行われていた親睦会に対する個人助成(補助金支出)を、今後は明文化された支払根拠のある支出に改善いたしました。 ※派付書類(親睦会に対する個人助成(補助金)に係る覚書)
西部	⑤軽費老人ホーム	実地	平成30年11月5日	社会福祉法人大徳会	軽費老人ホーム玉真園	1	鳥取県軽費老人ホームに関する条例 第2条第2項、第3条第1項、同条第2項、附則第2項(別表 サービスの提供2、3) 平成24年 鳥取県条例第74号 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則 第3条、附則第2項(別表 サービスの提供8) 平成25年 鳥取県規則第21号	身体的拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催して従業員に周知徹底を図ること	平成30年11月20日 委員会を開催しました。平成30年11月26日職員会議後、軽費老人ホーム玉真園身体拘束防止の指針を説明しながら研修を実施しました。 今後は計画的に研修を実施し、職員に周知徹底を図ります。
						2	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則 第3条、附則第2項(別表 サービスの提供2) 平成25年 鳥取県規則第21号	運営規程、重要事項を掲示すること	運営規程、重要事項説明書から抜粋して玄関ホールへ掲示しました。さらに運営規程、重要事項説明書の全文を冊子にして玄関ホールに設置しました。
						3	鳥取県軽費老人ホームに関する条例 第2条第1項、第3条第1項、同条第2項 平成24年 鳥取県条例第74号 附則第2項(別表 事故等への対応2) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則 第3条、附則第2項(別表 事故等への対応3) 平成25年 鳥取県規則第21号	事故対策委員会を開催すること	軽費老人ホーム玉真園事故防止対応指針の規定により、事故対策委員会を適宜開催します。委員会ではチャット報告書、サービス音情交付書等を分析しながら職員への研修並びに啓発を実施します。
						4	鳥取県軽費老人ホームに関する条例 第2条第2項、第3条第1項、同条第2項、 平成24年 鳥取県条例第74号 附則第2項(別表 サービスの提供2)	高齢者虐待防止の責任者を設置して職員研修を実施すること	権利擁護、虐待等防止対応規程を制定し、責任者に軽費老人ホーム玉真園理事長を兼任しました。11月26日に開催した職員会議後、上記対応規程を説明しながら虐待・虐待等に関する行為、虐待防止対応体制、虐待防止及び解決についての研修を以て計画的に行いました。以後計画的に研修を実施したいと思います。
西部	⑥軽費老人ホーム	実地	平成30年12月7日	社会福祉法人 真誠会	ケアハウス リバーサイド	1	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指針について(平成16年3月12日付老発第0312001号厚生労働省老健局長通知)	経費老人ホームにおいては、運営費から施設整備等支出をすることについて制約があるので予算の弾力的運用の趣旨や基準に従った予算の支出に努めること。また、当期末支払資金残高のマイナスについては、理事会に諮り、未執行であった拠点区分間繰入金収入を資金移動する等の措置(帳簿整理)を検討すること。 運営費について資金収支計算書の当期末支払資金残高がマイナス計上されていた。主な原因は施設整備等支出(借入金償還金及びその利息の支出等)のために予算計上していた拠点区分間繰入金収入を執行しなかったことである。また、施設整備等支出は民間施設給付等改善費加算相当額を限度として運営費から支出(予算の弾力的運用)できるものであり、限度を超過する部分については施設整備等積立金を取り崩して対応することになるが当該積立金はなかった。 施設整備等支出にあたって拠点区分間繰入金収入の執行を失念していたこと、施設整備等積立金がなかったことにより施設整備等支出の全額が運営費から支出(予算の弾力的運用の限度を超えた支出)され当期末支払資金残高がマイナス計上となった。	平成30年度予算にて拠点区分間繰入金を実施することとしており、年度内に試験移動を行う。

西部	⑦軽費老人ホーム	実地	平成30年12月14日	社会福祉法人和貴	ケアハウスかずき	1	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 平成20年 厚生労働省令第107号 第9条	基準省令の解釈を誤り、自立入所者(要介護・要支援に該当しない者)の処遇計画が作成されていなかったため処遇計画を整備すること	平成31年1月より新たに入所者処遇計画書様式を作成し、自立の入所者処遇計画書様式を作成するように改めた。
						2	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日付老発0331号第45号 6 厚生労働省老健局長通知)	貸借対照表の負債の部・流動負債に、1年以内返済予定設備資金借入金を上乗せすること	平成30年度決算時に於いて、1年以内返済予定設備資金借入金の計上を行うように改めた。
						3	社会福祉法人和貴経理規程第4条第3項ウ	拠点区分資金収支明細書を作成すること	拠点区分資金収支明細書が作成されていなかったため、平成30年1月より各サービス区分毎の資金移動の見直しを行うように改め、平成30年度については拠点区分資金収支明細書の作成をおこなうこととした。
						4	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日付老発0331号第45号 7 厚生労働省老健局長通知)	ケアハウスが支出する経費(電力料金、水道料金、税理士報酬、各種リース料、プログラムレンタル料、広域料等)については、共通経費としてサービス区分ごとに按分計上すること - 通信経費、社会保険料、源泉徴収所得税、労働保険料については、各サービス区分の人員配置によって発生するものなので、人員配置の実態に見合う金額をケアハウスに資金移動して一括支払とすること 福祉医療機構や合資等からの借入金について、借入金返済が発生しているサービス区分から資金移動してケアハウス一括支払とすること	共通経費としてサービス区分ごとに按分計上していない共通経費については、平成31年2月分より按分計上するよう改めた。 社会保険料、労働保険料、借入金返済については、実態にあった資金移動をおこなうように、平成31年3月分より改めるようにした。
						5	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日付老発0331号第4号 別添3 老健局長通知)	協力医療機関との契約が保健衛生費となっているので業務委託費とすること	協力医療機関契約を平成31年2月保健衛生費から業務委託費に訂正するように改めた。
						6	モデル経理規程	経理規程の第4条、第11条、第13条について改定(欠落部分を補充)すること	平成31年3月開催の理事会において、経理規定改定を議案として審議いただき、承認を得ることとしている。
						7	ケアハウスかずき預り金管理規程 第5項	預り金について、定期的(3か月1回)に収支状況の確認を行い関係保証書類の控えを保管すること	平成31年3月より定期的(3月・6月・9月・12月)収支状況及び証拠書類の報告を家族に郵送するよう改めた。
						8	社会福祉法人会計基準 平成28年 厚生労働省令第79号 第12条 第13条 第14条	デイサービスからケアハウスに資金移動されているが、その資金移動がケアハウスの資金収支に反映されておらず、当期資金収支差額に△2,580,070円が発生している。適切な経理処理とはいえないが、ついでに(4)のとおり処理すること	平成31年2月より、資金移動について共通経費の按分、借入の返済、社会保険料等、各サービス区分ごとの支払額について資金移動をおこなうよう改めた。
西部	⑧軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人こうほうえん	ケアハウスよなご奉朗苑	1		指摘事項なし	
西部	⑨軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人こうほうえん	ケアハウスさかい奉朗苑	1		指摘事項なし	
西部	⑩軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人こうほうえん	ケアハウスなんぶ奉朗苑	1		指摘事項なし	
西部	⑪軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人宏平会	軽費老人ホーム福原荘	1		指摘事項なし	
西部	⑫軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人宏平会	ケアハウス大山のふもと	1		指摘事項なし	
西部	⑬軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人敬仁会	ケアハウス ル・ソラリオン名和	1		指摘事項なし	
西部	⑭軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人いづみの苑	ケアハウスいづみの苑	1		指摘事項なし	